

# 日本における植民地統治思想の展開（I）

——「六三問題」・「日韓併合」・「文化政治」・「皇民化政策」——

やま もと ゆう ぞう  
山 本 有 造

## 序 言

- I 内地延長主義と植民地主義
- II 保護国論と併合論（以上、本号）
- III 同化主義と自治主義（以下、次号）
- IV 一視同仁・一億一心

## 結 語

## 序 言

戦前期日本の植民地統治の基本方針は「同化主義」「同化政策」であったと考えられている。概していえばそれでよい。しかし、それが、一貫したかつ意識的な統治思想であり統治政策であったかとあらためて問い直せば、なお考えなければならないことは多いように思われる。

いま北海道、沖縄、千島を別にすれば、日清戦争ののち明治28(1895)年の台湾領有により、日本は近代的「植民地帝国」として出発することになった。しかし、のちに後藤新平が回顧していうところによれば<sup>(注1)</sup>、「台湾領有の時に其政策の助けとなるべき我國民の経験といふものは何ものも無かったと申しても差支ないのであります」「此台湾領有に付て何等かの準備行為といふものがあつたかと云ひますと、文明的植民政策の準備行為と云ふものは殆どないと申して宜いのである、是は樺山総督に交付されたる所の伊藤総理大臣の訓令などを見ても俄か拵へであることが分る」。それゆえにかえって、先進列強の政策を模倣し追隨する姿勢が強かったともいえる。後藤はまたこの

点を「台湾に於ても当初は一も二もなく仏国アルゼリの政策を最良のものとし、是を模倣して失敗し」たと批判し、「児玉—後藤政治」期に入ってその統治方針が確定したことを誇ったのである。しかしまた、中村哲が要約するように、「後藤新平はフランス的植民地政策を排して英国的政策を採用したものであると自ら語り、ひとも之を信じてゐるが、後藤の実施した政策が必ずしも英国的といはれるやうなものではなかつたやうに、またそれ以前の政策がフランスの一時代の同化主義を模倣したといふことも言へないのである」<sup>(注2)</sup>。

およそ一国の植民政策には各々必ずその特色を有する。「俄か拵へ」で台湾領有にのぞんだ後発植民地帝国・日本は、台湾における試行錯誤を通じて「日本的」植民地経営のプロト・タイプを獲得し、帝国の拡大と時代の変化に応じてそのモデル・チェンジを試みた。われわれは、この「日本型」植民地経営に支配的であった主要な統治思想の展開を4つのキ・タームを用いて検討しようとする。いわく「六三問題」、いわく「日韓併合」、いわく「文化政治」、いわく「皇民化政策」。

この4つのキ・タームは、いうまでもなく、日本の植民地統治政策そのものの主要な転換点を象徴している。われわれはこの4つのタームの検討を通して、日本の植民地統治の法的な枠組の変遷をも合せて概観しようとした。しかし、これは副次的な課題であつて、当然ふれるべくしてふれていないトピックスを多く残している。

本稿では、台湾、朝鮮、樺太の「純外地」ないし「領内外地」のみを対象とし、とくに台湾と朝鮮に論を集中した。関東州、南洋の「準外地」ないし「領外外地」、さらにその外周に位置する「満洲」、戦時占領地、等々に対する思想と政策については、また別に考えなければならない<sup>(注3)</sup>。

(注1) 後藤新平(中村哲 解題)『日本植民政策一斑・日本膨張論』日本評論社 1944年 本文篇 46ページ以下。

(注2) 同上書 解題篇 6ページ。

(注3) 「日本植民地帝国」の「日本内地」を中心とする重層的構造の概念については、山本有造「植民地経営」(中村隆英・尾高煌之助編『二重構造』岩波書店 1989年) 237ページ。

## I 内地延長主義と植民地主義<sup>(注1)</sup>

——いわゆる「六三問題」をめぐる——

### 1. 六三法の成立

明治28(1895)年4月の台湾領有より約1年、明治29年3月31日勅令第88号「台湾総督府条例」により台湾統治体制がいわゆる「軍政」から「民政」段階に移行することになり、これと併行して台湾立法制度の確立が要求された。時の(第2次)伊藤内閣は「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」案をとりまとめて、第9帝国議会に提出した。同法律案の全文は次のとおりである<sup>(注2)</sup>。

第1条 台湾総督ハ其ノ管轄区域内ニ法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ発スルコトヲ得

第2条 前条ノ命令ハ台湾総督府評議会ノ議決ヲ取り拓殖務大臣ヲ経テ勅裁ヲ請フヘシ  
台湾総督府評議会ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第3条 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ台湾総督ハ前条第2条ノ手続ヲ経シテ直ニ第1条ノ

命令ヲ発スルコトヲ得

第4条 前条ニ依リ発シタル命令ハ発布後直ニ勅裁ヲ請ヒ之ヲ台湾総督府評議会ニ報告スヘシ

勅裁ヲ得サルトキハ総督ハ直ニ其ノ命令ノ将来ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第5条 現行ノ法律又ハ将来発布スル法律ニシテ其ノ全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

この法律案の骨子は、台湾において法律(憲法上法律事項を規定した法令)を要する場合において、台湾総督はその管轄区域内に法律の効力をもつ「命令」を発布することができるとし、帝国議会のもつ立法権の一部を包括的に台湾総督に委任することを要求するものであった<sup>(注3)</sup>。また同時に、現行または将来の国内法の台湾への施行を原則として否定し、その施行には別に勅令を要することを規定した。

明治憲法による政治秩序がようやく確立しつつある当時において、新領土・台湾に憲法が及ぶか否かは、台湾統治の開始にあたって政府の直面した根本的問題のひとつであった。なかでも、統治に必要な法律をだれが制定するか。明治憲法はその第5条に凡て法律は帝国議会の協賛を経るを要することを定めていた。しかし、政府としては、「内地」に施行することを主眼として制定された法律を歴史風俗習慣の異なる台湾にそのまま施行することは統治政策上不適当であり、かつまた台湾に随時施行するを要する新法律を現地事情に通じない民党議員にいちいち審議されることを好まなかった。ここに政府は、一種の便法として、台湾への憲法適用を一部にかぎる「折衷説」ないし「部分施行説」を取った。「例ヘバ天皇ノ大権ノ如キハ、主権ノ移動ト即時ニ台湾ヘハ行ハレテ居ル、

併ナガラ其他憲法2章以下ノ臣民ノ權利、徴兵ノ義務、租税ノ義務ト云フヤウナモノハ行レテ居ナイ」となし、非施行部分である法律事項に関する立法行為については、帝国議会の制定する「外地法令法」により包括的に台湾総督の「命令」に委任するという解決法を見出したのである<sup>(注4)</sup>。

同法案は衆議院で先議されたが、民党議員の一部はこれを憲法に違反するものとして政府委員(台湾民政長官)水野遵に論戦をいどんだ。その要点は次のようにまとめられる。

- (イ) 日本の領土であるならばその新旧を問わず憲法の全面的適用をうける。
- (ロ) したがって憲法第5条「天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」により、植民地に関する立法はすべて帝国議会の協賛を要する。
- (ハ) また、憲法第8条・第9条によれば、法律命令は天皇のほか之を発する大権を有せぬはずであって、台湾総督に一般民政上の諸般に関する「命令」大権を付与することは憲法に反する。

ただし、攻める民党議員、守る政府委員が明確な法理論をもって武装していたかどうか。議事録を見るかぎりにはなはだあやしいのであって、むしろ議案審議の過程を通じて双方の理論構成が固まっていったといつてよいであろう。また攻撃する民党議員の内部も、伊藤内閣との提携をめぐる政党間のかけひきにからんで合従連衡をくりかえし、議事運営を複雑にした。

第9帝国議会(以下、「議会」)は明治28(1895)年12月25日に召集されたが、日清戦争終結後初めての議会であり、遼東半島をめぐる三国干渉、朝鮮における閔妃殺害事件、台湾での住民蜂起という緊迫した状況の下で開会された。またこの議会

の政治的特徴は、長く対立をつづけた藩閥勢力と政党勢力が始めて提携宣言を公表して議会運営にあたったことにある。すなわち議会第1党の自由党は、重要法案、予算案の内示と板垣退助の入閣を条件として伊藤内閣との妥協・提携をはかったのである。これに対して、(国民協会を除く)改進黨、革新党、太平倶楽部、中国進歩党、財政革新会の野党会派は「対外強硬論」をもって政府に攻撃をかけ、開会冒頭には遼東半島返還問題の内閣の責任を追求して、内閣弾劾上奏案を提出した(103票対170票で否決)。また第9議会の末期、明治29(1896)年3月1日には、改進黨が小会派を結集して進歩党を形成し、自由党と拮抗する議席数を占めるに至った。したがって上記議案に対しても、肥塚龍、市島謙吉、高田早苗ら改進黨=進歩党系の諸議員が強硬に反対の論陣を張り、自由党は傍観する態度を示したのである。

提案説明と予備質疑ののち、同法案は特別委員会に附託されたが、同委員会は緊急勅令における例にならって、第6条に次の条項を追加する修正案を可決した<sup>(注5)</sup>。

第6条 本法ニ依リ發布シタル法律ハ次回ノ帝国議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムヘシ若シ帝国議會ニ於テ否決シタルトキハ総督ハ将来ニ向ッテ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

この条項に反対し、議会の空気を悪いと見た政府は、委員会が修正案を本会議に上程する直前3月24日にいたり突然「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律案、右議院法第30条ニ依リ撤回ス」として法案そのものを撤回してしまった。この行為は議会工作とくに自由党に対する根まわしの時間かせぎと見られたが、事実、撤回から2日を経た3月26日に至り再度同一法案を提出した。この手続については、政府の意図があまりに露骨であると

して一部の反対を一層あおったが、再度特別委員会に附託された時点では自由党をだきこんでほぼ大勢は決していた。

特別委員会は多数決をもって政府案を可決し、「此法律ノ第1条、即チ『台湾総督ハ其管轄区域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ発スルコトヲ得』斯ノ如ク規定スル以上ハ、総督ノ発スル所ノ命令ハ即チ法律デアラカラシテ、憲法ト抵触スルコトハナイト云フ意見ヲ以テ全体ヲ決シタ譯デアラ」と説明した（嶋山和夫委員長報告）。「併ナガラスノ如キ事ハ永久ノ事柄トシテ執ルベキ所ノ政策デナイト云フ所カラシテ、此法律ノ施行期限ノ年限ヲ定メテ」（同報告）、原案に次の第6条を追加する修正案を提出した。

第6条 此法律ハ施行ノ日ヨリ満三箇年ヲ経タルトキハ其効力ヲ失フモノトス

この修正案は即日衆議院本会議において賛成多数で可決され、ついで貴族院に送られて明治29年法律第63号（いわゆる法律63号あるいは六三法）として3月30日公布され、4月1日（「台湾総督府条例」と同時に）施行された。

## 2. 六三法延長問題

六三法が3カ年の時限立法として成立した事情は上のとおりであり、政府と議会の妥協の産物であった。政府は当面台湾統治にフリーハンドを得て実質を取り、議会は「斯ノ如キ事ハ永久ノ事柄トシテ執ルベキ所ノ政策デナイ」との言質を得て将来に含みを残した。

こうして、六三法をめぐる学理的ならびに政策的論議は法案成立と同時に議場をとびだし、広く学界、司法界、政界で争われた<sup>(注6)</sup>。ただし、結論を先取りしていえば、ひとたび誕生した六三法の生命力はきわめて強く、以後50年にわたる日本植民地支配の法制的根幹となる。しかしここでは

まず、法案成立の明治29(1896)年からその内容に一部改訂が行なわれた明治39(1906)年にいたる六三法の第1期を、各関係議会すなわち第13、第16、第21、第22議会での主要論点にしぼってサーベイすることとする<sup>(注7)</sup>。

明治29年第9議会で成立した六三法が始めて期限切れを迎えあらためて期間延長を求めたのは第13議会においてであった。この第13議会に先立つ明治31(1898)年2月、第4代台湾総督に児玉源太郎が就任し後藤新平が民政局長（のち民政長官）に任命されて、いわゆる「児玉—後藤政治」が始ったことは、台湾統治史上の画期的事件であった。のちに、「台湾に於ける日本産業資本主義の移植と、その勢力の確立とは、大概において、1898年より1905年に到る『児玉—後藤政治』時代に完成された」と謳われることになるが<sup>(注8)</sup>、一方その強力的統治には批判も強かったのである。第13議会においてこの批判を代弁したのが、前台湾総督府の高等官であった水野遵（前民政局長）、伊沢修二（前学務部長）らであったことは興味深い。彼らは今回は貴族院議員として政府委員・後藤新平を批判する立場を取った。特に伊沢は、まず特別委員会において、立法上幾多の疑義を有し暫定的時限法として成立した本法のごときの期限延長は不可とし、いわば「内地法延長主義」の立場から、同法案の撤回を主張した。さらに本会議においては、総督の律令をチェックする立場にある「評議会」が総督の属僚会議に随している現状を指摘し、その改組を提案した<sup>(注9)</sup>。本法案が衆議院に送付されるや、旧改進黨系の憲政本党議員を中心に律令運用の可否について論議された。とくにこの直前に発せられた緊急律令「匪徒刑罰令」については、その内容が法治主義に反するものとして非難が集中した<sup>(注10)</sup>。六三法に対する全面的批判

者・花井卓蔵は、「(1)憲法に所謂立法事項を台湾総督に委任するが如きは憲法の解釈上妥当ならず、(2)実際政治の上より見るもかかる重大なる権力を台湾総督に与ふことは不穏当なり」(山崎丹照)<sup>(注11)</sup>と問題点を要約した。これら2点は、つづく第16議会においてもくりかえし議論されたところであるが、結局、憲法論議はすでに第9議会において結着しており、また台湾総督に一定権力を付与することは当面台湾統治の実際上不可欠であるとの政府説明が大勢を制したのである。

第16議会は明治34(1901)年末に開会し、六三法の第2回目の期限延長案が提出され、明治35年3月法律第20号により再度3カ年の延長が決定された。なお第16議会の審議中に特に注目すべきは、衆議院特別委員会に出席した児玉総督が、本法期限延長の必要理由を説明するとともに、「今回の延長満期後は、本法の継続案は提出せず、次回迄に台湾統治の方針を決定し、台湾統治に関する立法制度を確立せんことを言明したこと」であった<sup>(注12)</sup>。

かくして、3年後の明治37~38(1904~1905)年の議会には、六三法に代わるどのような政府案が示されるかに関心が集まった。しかしその前、明治37(1904)年2月日露開戦となり、台湾総督・児玉源太郎大将が満洲軍総参謀長として出動したため、「六三問題」の解決は一時棚上げとなり、「平和ヲ克復シ総督ノ帰朝ヲ待ツテ更ニ新領土ニ恰当ナル規定ヲ設ケントス」という理由書を付して3度目の期限延長案が第21議会に提出されたのである。

これに対しては、政府の食言・無能を攻撃して衆議院において激しい討議がなされたが、その間に行なわれた「植民地」論争は、その後の外地統治の基本姿勢を明らかにするうえで重要であった。

新附地・台湾を統治する基本方針としてこれを

「日本化」するかまたは「植民地化」するか。六三法制定当初においては政府においても明確な方針があったとは思われないが、概していえば、いずれは日本本土と同様の領土とするが、当面は属地として別個に考えるというものであった。しかし慣習・文化の相違が明らかになるにつれて、政治・法制の日本化もむずかしいという認識が徐々に強くなった模様で、すでに第16議会において児玉総督も「純然タル植民地」でいくニュアンスの答弁を行なっていた。この方針は、第21議会の冒頭、大石正己の質問に対する桂首相の答弁によって明確になった。

大石質問「先ツ台湾ヲ統治スルニハ、台湾ト云フモノヲ現在及将来如何ナルモノニスルカ、即チ日本本土ト同様ナル領土ニシテ、之ヲ改良進歩スル、所謂日本化スルト云フ方ニシテ、往クノ方針デアルカ、若クハ殖民地トシテ唯土人ヲ満足サセ、若クハ土匪ヲ鎮滅シテ往クト云フ位ノ仮ノ仕事デ来リツゝアルカ」。

桂首相答弁「即チ内地同様ニスルカ殖民地ニスルカトイフ事柄ニ付テ御答ヘイタシマス無論殖民地デアリマス内地同様ニハ往カヌト考ヘマス」。

領台10年目にして政府は、台湾統治の基本原則を植民地主義・分離主義でいくことを鮮明にしたのであった。これに対し議員の多くは反撥を示した。桂発言に対し「吾々議員トシテ実ニゾツトスル」という反応は、一部には「植民地」という言葉に対する感情的反撥とともに、暫定法たる六三法が永久化し議会議審議権が制約されることへの不快を示したものであった。

結局、3度目の期間延長は、明治38年3月7日法律第42号により「明治29年法律第63号ハ同法第6条ノ期限後ニ於テ平和克服ノ翌年末日迄仍其ノ

効力ヲ有ス」とされた。

しかして日露戦争の終結とともに、法律63号は明治39(1906)年12月31日をもってその効力を失うことになり、新たな台湾統治法制のあり方が、第22議会の主要議題となった。

### 3. 六三法から三一法へ

春山明哲が指摘するように、六三法をめぐる攻防は、一面において藩閥・軍閥と議会・政党の攻防であった。委任立法制により新領土・台湾を議会の制肘から自由化し、総督武官制により台湾を陸軍の権限内に置こうとする勢力に対して、これを議会権限の制約、政党政治への障害とする勢力が「憲法」を楯にいだこの論争は、明治憲法体制にどのように植民地を組み入れるかという、国家体制の根幹にかかわる問題を含んでいたといえる。

明治38(1905)年12月、第22議会開会の直前、桂内閣に代わって(第1次)西園寺内閣が成立し、内務大臣に原敬が就任した。台湾統治の制度改革が約束された第22議会にあたって、台湾主務大臣に「政党指導者の中では珍しく『植民地』に持続的関心を払った」(春山明哲)といわれる原敬が就いた意味は、上記との関連においても興味深い。

明治39(1906)年3月22日、政府は「明治29年法律第63号ニ代ハルヘキ法律案」を議会に提出した(注13)。

第1条 台湾ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ勅令ヲ以テ規定スルコトヲ得

第2条 法律ノ全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行ヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第3条 台湾総督ノ発シタル律令ハ仍其ノ効力ヲ有ス

同法案はまず貴族院に提出され、その提案理由を原敬は次のように説明した。(1)台湾における法

律事項は従来の総督命令に代えて中央政府より発する勅令を以てする。(2)緊急の場合の命令の条文を除く。(3)台湾総督府評議会の規定は削除する。(4)従来の如き法律の有効期限を付さない。

ここに原は、従来の「律令原則主義」から「勅令原則主義」へ、植民地立法原則の転換を図ったのである。そして原の真意が、「総督限リデ律令ヲ発布イタシマシタノヲ今回ハ勅令ヲ以テ中央ヨリ発布スル」ことにして総督権限を縮小し、主務国務大臣の責任を拡大することにあつたことは、彼の一贯した「内地延長主義」(これは植民地住民に対する内地同化主義と植民地権力に対する内地包括主義の二面性をもつ)からも当然であつた(注14)。

しかしこの制度改革の試みは、(イ)勅令副署を総督が行なうという政府説明を違憲とする法律論、(ロ)改革を期待する「衆議院ノ感情如何ヲ察シテ」議論することを不快とする貴族院の体面、そして多分、より実質的には、(ハ)植民地権力の内地化＝内地吸収をきらう陸軍および総督府勢力の反対に包囲されて挫折した(注15)。

結局、貴族院の反対と妥協した政府＝原内相は、3月25日にいたって原案を撤回し、その翌26日旧法律63号と同名かつほぼ同内容の法律案を上程することとなった。

第1条 台湾ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ台湾総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第2条 前条ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第3条 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テハ台湾総督ハ直ニ第1条ノ命令ヲ発スルコトヲ得

前項ノ命令ハ発布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サルトキハ台湾総督ハ直ニ其ノ命令ノ将来ニ向テ効力ナキコトヲ公布スルシ

第4条 法律ノ全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行スル

ヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第5条 台湾総督ノ発シタル律令ハ仍其ノ効力ヲ有ス

附則 本法ハ明治40年1月ヨリ之ヲ実施ス

これに対して貴族院特別委員会は次の修正案を採択し、同本会議もこれを可決した。

第5条 第1条ノ命令ハ第4条ニ依リ台湾ニ施行シタル法律及特ニ台湾ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第6条 台湾総督ノ発シタル律令ハ仍其ノ効力ヲ有ス

附則 本法ハ明治41年1月1日ヨリ之ヲ施行シ明治44年12月31日迄其ノ効力ヲ有スルモノトス

同法案を送られた衆議院においては、政府の軽率・不誠実を非難する討論が行なわれたが、結局多数決をもって貴族院案が通過し、明治39年法律第31号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」として4月10日公布された（以下法律31号または三一法と略称する）。

新三一法は旧六三法にくらべて、(イ)律令の効力が法律、勅令の下位に置かれることを明示したこと、(ロ)すでに形骸化した評議会の議決を不要としたこと、(ハ)有効期限を5年間としたこと、のほか実質的変更はなく、六三法の立法精神をそのまま引きついだものといってよい。

新三一法もまた、旧六三法と同じく、その成立過程での激しい議論にもかかわらず、成立と同時に強い生命力を発揮した。有効期限を5年とされた三一法は、明治44年法律第50号「明治39年法律第31号中改正法律」でその期限を明治49(1916)年12月31日までとされ、さらに大正5(1916)年法律第28号により重ねて大正10(1921)年12月31日まで

有効とされた。

六三法およびその継続法たる三一法に抜本的改正が加えられたのは、原敬内閣の下、大正10年法律第3号「台湾ニ施行スヘキ法律ニ関スル法律」（略して法律3号ないし法三号）によってであった。同法は、その第1条「法律ノ全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」により台湾においてもまた内地同一の法律を施行することを原則とし、これを制約する勅令ないし律令を例外とした。

領台いらい25年、原敬内相の改革動議から15年、台湾法令法は「律令主義」から「内地法延長主義」へと転換し、以降「終戦」時にいたるまでの台湾統治法の基本となる。

(注1) 本節に関して参照した主要文献は以下のとおりである。

(イ) 台湾法制全般について、外務省条約局第3課『外地法令制度の概要』（『外地法制誌』第2部）1957年／同『台湾の委任立法制度』（同 第3部の1）1958年／同『律令総覧』（同 第3部の2）1959年／同『日本統治下50年の台湾』（同 第3部の3）1964年／山崎丹照『外地統治機構の研究』高山書院 1943年。

(ロ) 「六三問題」については、(イ)の諸書のほか、中村哲『植民地統治法の基本問題』日本評論社 1943年／春山明哲・若林正文『日本植民地主義の政治的展開 1895年—1943年—その政治体制と台湾の民族運動—』（『現代中国研究叢書』18）アジア政経学会 1980年、とくに第1編「近代日本の植民地統治と原敬」（春山明哲稿）／江橋崇「植民地における憲法の適用—明治立憲体制の一側面—」（『法学志林』第82巻第3・4号 1985年4月）。

(ハ) 「六三法」の沿革ならびに各議会における審議内容については、内閣記録局『台湾ニ施行スベキ法律其ノ沿革並現行律令』1915年／台湾総督府『台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律其ノ沿革並現行律令』1921年／外務省条約局法規課『台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律（六三法、三一法及び法三号）の議事録』（『外地法制誌』第3部附属）1966年。なお、第2は第1の増補版、第3は第2のうち「議会速記録」の部分

を復刻したものである。以上3つを合せて、慣例に従い(中村 前掲書 72ページ/春山・若林 前掲書 21ページ)『律令議事録』と略称するが、本稿での引用は第3による。

(㊦) その他、伊藤博文編『秘書類纂・台湾資料』同刊行会 1936年(復刻版 原書房 1970年)。以下『台湾資料』と略記し、原書房復刻版によって引用する。

(注2) 本節での法律(案)の条文の引用は、特に注記する場合以外は、上記『律令議事録』による。

(注3) 台湾総督に委任されたこの「命令」を一般には「律令」と通称した。また、同様に朝鮮総督に委任された「命令」は「制令」と通称して両者を区別した。

(注4) 同法律案に先立ち、台湾統治法の基本原則の策定に政府がどのような試行錯誤をくりかえしたか、今日知られるところは少ないが、若干の基礎資料は『台湾資料』その他に散見される。

うち特に重要な資料は、軍政解体・民政実施にともなう「台湾総督府官制案」などととも台湾総督の立法権を最初に規定した試案「台湾条例案」ならびにこの修正案と推測される「台湾統治法」草案であろう。同条例案はその第2条に「総督ハ立法會議ノ議定及勅裁ヲ經テ其ノ管轄区域内ニ法律ノ效力ヲ有スヘキ總督府令ヲ発スルコトヲ得」と規定し、(のちに63号法律となる)上記法律案の原初的形態を示している。

この「台湾条例案」および「台湾統治法」の2草案が上記(63号)法律案に対して著しい特徴をなしているのは、「63号のそれが台湾における立法のみを規定しているのに対して、前二者はひろく行政、司法、財政について規定し、あたかも台湾憲法の如き法の構成を示していること」(中村哲)、また「立法會議」に広い権限を与えて一種の植民地議会とし、植民地の自主性を認める姿勢を示していることである。台湾統治法の最初の草案がこうした植民地自治の色彩を有していたことはのちの関連で注目しておいてよい。

以上については、中村 前掲書 60~71ページ/外務省条約局法規課『台湾の委任立法制度』30~32ページ、参照。

(注5) この特別委員会の記録は『律令議事録』にはない。この条項は、中村 前掲書 76ページによる。

(注6) 「六三問題」論争に参加した人々を、春山明哲は次の4グループに分類した。

- (1) 帝国議會議員
- (2) 「高野孟矩事件」支援のグループ(「高野事件」については、中村 前掲書 85~86ページ参照)
- (3) 在台日本人植民者
- (4) 法曹界・法学界の人々、ことに憲法・行政法を専門とする公法学者  
これらについては、春山・若林 前掲書 10ページ以下、参照。

(注7) 行論の便宜のため六三法ならびに継承法の帝国議会での審議要項を以下に一覧表にまとめておく。

六三法および継承法の帝国議会における審議一覧

	議 会	内 閣	公 布	施 行
明治29年法律第63号 (明治32年法律第7号)	第9回 第13回	第2次伊藤 第2次山田 第1次桂	明29(1896) 3・30 明32(1899) 2・7 明35(1902) 3・11	明29(1896) 4・1
(明治35年法律第20号) (明治38年法律第42号)	第16回 第21回	"	明38(1905) 3・7	
明治39年法律第31号 (明治44年法律第50号)	第22回 第27回	第1次西園寺 第2次桂	明39(1906) 4・10 明44(1911) 3・29	明40(1907) 1・1
(大正5年法律第28号) 大正10年法律第3号	第37回 第44回	第2次大隈 原	大5(1916) 3・17 大10(1921) 3・14	大11(1922) 1・1

(注8) 大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』台湾篇第1分冊 36~37ページ。

(注9) 「台湾総督府評議会」は、明治29年3月31日勅令第89号をもって「章程」が發布された。同章程第2条によれば、その任務は、法律63号第2条による律令を議決するのほか、

「総督ノ諮詢ニ依リ左ノ事項ニ付意見ヲ答申ス

- 一. 予算及決算
- 二. 重大ナル土木工事ノ設計
- 三. 人民ノ請願ニシテ特ニ重大ナルモノ右ノ外総督ニ於テ必要ト認メ特ニ諮詢スル事項」

と、かなり広い権限を与え、一種の植民地議会的性格を内包していた(本節(注4)「台湾統治法」案における「立法會議」規定参照)。しかしこれらは、明治30年5月勅令第161号、明治31年6月勅令第107号による改定により削除され、評議会の議題の範囲は律令の審議のみに限られ、形骸化した(外務省条約局法規課『台湾の委任立法制度』10~11ページ)。

またその構成員について、伊沢議員は、当初においては各部長が民政長官に拮抗する人物を集めていたが、官制改正とともにこの種の人物が無くなり、属僚会議になり下ったと批判した(『律令議事録』182ページ)。



同評議会は、結局、後述法律第31号の制定とともに廃止され、代って「律令審議会」なる補助機関が設けられることとなった(明治41年1月府令第1号)。

(注10) 「匪徒刑罰令」とその問題点については、中村 前掲書 81~82ページ。

(注11) 山崎 前掲書 337ページ。

(注12) 同上書 338ページ。

この言明は明治35(1902)年2月5日午後、児玉が「秘密会」を要求して行なった「政略上」の説明において行なわれたもので、速記録には記載されていない。しかしその後の委員会および本会議の質疑によってその大要はうかがわれる。特に委員会最終日2月25日の議論(『律令議事録』132ページ以降)を見よ。

(注13) 以下三一法成立にいたる経過については、主に、山崎 前掲書 340~344ページによる。

(注14) 原敬の「内地延長主義」については、のちに本稿第Ⅲ節2.(次号)でふれる。

(注15) 以上の反対論については、春山・若林 前掲書 36~39ページ。

なお、(イ)に関連して、総督府の児玉一後藤ラインの構想した制度改革案とそれに対する原の反対論に関する春山の指摘は重要である。

## Ⅱ 保護国論と併合論<sup>(注1)</sup>

——いわゆる「日韓併合」をめぐる——

### 1. 朝鮮(韓国)保護化<sup>(注2)</sup>

明治38(1905)年11月17日調印の(第2次)「日韓協約」により韓国は日本の「保護国」となった。以後、明治43(1910)年8月29日「韓国併合」の施行にいたる約5カ年弱の間を、一般に「保護政治」または「統監政治」期という。「日韓協約」の全文は次のとおりであった<sup>(注3)</sup>。

日本国政府及韓国政府ハ両帝国ヲ結合スル利害共通ノ主義ヲ鞏固ナラシメンコトヲ欲シ韓国ノ富強ノ実ヲ認ムル時ニ至ル迄此目的ヲ以テ左ノ條款ヲ約定セリ

第1条 日本国政府ハ在東京外務省ニ由リ今後韓国ノ外国ニ対スル関係及事務ヲ監理指揮ス

ヘク日本国ノ外交代表者及領事ハ外国ニ於ケル韓国ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ

第2条 日本国政府ハ韓国ト他国トノ間ニ現存スル条約ノ実行ヲ全ウスルノ任ニ当リ韓国政府ハ今後日本国政府ノ仲介ニ由ラスシテ国際的性質ヲ有スル何等ノ条約若ハ約束ヲナササルコトヲ約ス

第3条 日本国政府ハ其代表者トシテ韓国皇帝陛下ノ闕下ニ1名ノ統監(レジデント・ゼネラル)ヲ置ク統監ハ専ラ外交ニ関スル事項ヲ管理スル為メ京城ニ駐在シ親シク韓国皇帝陛下ニ内謁スルノ権利ヲ有ス日本国政府ハ又韓国ノ各開港場及其他日本国政府ノ必要ト認ムル地ニ理事官ヲ置クノ権利ヲ有ス理事官ハ統監ノ指揮ノ下ニ従来在韓国日本領事ニ属シタル一切ノ職権ヲ執行シ並ニ本協約ノ條款ヲ完全ニ実行スルタメ必要トスヘキ一切ノ事務ヲ掌理スヘシ

第4条 日本国ト韓国トノ間ニ現存スル条約及約束ハ本協約ノ條款ニ抵触セサル限總テ其効力ヲ継続スルモノトス

第5条 日本国政府ハ韓国皇室ノ安寧ト尊嚴ヲ維持スルコトヲ保証ス

右証拠トシテ下名ハ各本国政府ヨリ相当ノ委任ヲ受ケ本協約ニ記名調印スルモノナリ

明治38年11月17日

特命全權公使 林 權助

光武9年11月17日

外部大臣 朴 齋純

ところで、この協約が一般に「日韓保護協約」と通称されるにかかわらず、本文中に韓国「保護」ないし「保護化」の一字も用いられていないことは注目に値する。

日本が韓国にたいする「指導・監理及保護」の権利を公然の外交文書で主張したのは、明治38(1905)年8月12日調印の日英同盟拡張協約(第2次日英同盟)第3条、ならびに同9月5日調印の日露講和条約(ポーツマス条約)第2条においてであった。次に後者の条文のうち冒頭関係部分を掲げる。

第2条 露西亞帝国政府ハ日本国カ韓国ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝国政府カ韓国ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス

「五百年の歴史を有する李氏朝鮮の運命が、遠い西半球に於ける民主国の軍港内の倉庫を改造した一室で、唯一人の朝鮮人を交えることを許さず決定したと云ふ事実は、記憶して置く価値があります」。田保橋潔のこの言葉もまた、これが語られた時と場所とともにわれわれの記憶に止める価値があろう(注4)。

もちろん、日本政府の韓国「保護化」方針が日露開戦以前、明治36(1903)年12月30日閣議決定「対露交渉決裂ノ際日本ノ採ルヘキ対清韓方針」においてほぼ固まっていたこと、日本の韓国「保護化」の実質が日露開戦直後の明治37(1904)年2月23日調印「日韓議定書」に始まること、「保護国」韓国に対する基本方針が同5月31日閣議決定「帝国ノ対韓方針」により決定することについては、これまでの諸研究が明らかにしている。

「帝国ノ対韓方針」の全文は次のようである(注5)。

帝国ハ韓国ニ対シ政治上及軍事上ニ於テ保護ノ実権ヲ収メ經濟上ニ於テ益々我利権ノ發展ヲ図ルヘシ

理由

韓国ノ存亡ハ帝国安危ノ繫ル所ニシテ断シテ之ヲ他国ノ吞噬ニ一任スルヲ得ス(中略)曩ニ日韓議定書ノ訂結ニ依リ新ニ兩國ノ關係ヲ約定シ加フルニ征露ノ皇師頻リニ捷ヲ奏スルト共ニ韓国ノ上下ハ益々我ニ信賴スルノ状アリト虽モ而カモ該国政治ノ靡爛セル人心ノ腐敗セル到底永ク其独立ヲ支持スル能ハサルハ明瞭ナルヲ以テ我邦ニ於テハ宜シク政治上軍事上並ニ經濟上漸次該国ニ於ケル我地歩ヲ確立シ以テ将来再ヒ糾紛ヲ醸スノ憂ヲ絶チ帝国自衛ノ途ヲ完フセサルヘカラス蓋シ帝国ハ日韓議定書ニ依リ或ル程度ニ於テ保護権ヲ収ムルヲ得タルモ尚ホ進ンテ国防外交財政等ニ関シ一層確實且ツ適切ナル条約及設備ヲ成就シ以テ該国ニ対スル保護ノ実権ヲ確立シ且ツ之ト同時ニ經濟上各般ノ關係ニ於テ須要ノ利権ヲ取得シテ着々其経営ヲ実行センコト当務ノ急ナリト信ス

ここでは、すでに朝鮮が実質上の「保護国」であることを前提として、今後「尚ホ進ンデ」(4)国防外交財政上に一層確實なる「保護ノ実権」を確立するとともに、(5)經濟上には「須要ノ利権」を取得することが朝鮮経営の方針であると表明されている。そしてこの方針は、以降、3つの「日韓協約」にそった3つの段階を経て、朝鮮「保護化」を完成に導くに至る(注6)。

(1) 第1次日韓協約(明治37[1904]年8月22日調印)——日本政府の推薦する顧問による韓国の財政権及外交権への干渉、いわゆる「顧問政治」の開始。

(2) 第2次日韓協約(明治38[1905]年11月17日調印)——統監および理事官の設置と韓国外交権の剝奪、いわゆる「統監政治」の開始。

(3) 第3次日韓協約(明治40[1907]年7月24日調印)——統監による韓国立法権・行政権の剝

奪、いわゆる「次官政治」による韓国内政権の完全掌握。

## 2. 「保護国論争」<sup>(注7)</sup>

朝鮮「保護化」が、日本・朝鮮の支配・従属関係に新段階を画するものであることは、当時すでに明白であった。ところで「保護国」とは何か。それは、たとえば「之を見て妹邦と為し、之を誘導し、之を幫助し、之を訓戒する事を主とする」関係(竹越与三郎)と表現されたが<sup>(注8)</sup>、しかしその国際的とくに国際法学的意味について、一般にはほとんど知られていなかったと見てよい<sup>(注9)</sup>。

日露戦争に満洲軍総司令部国際法顧問として従軍し、当時わが国国際法の権威と目された有賀長雄は、朝鮮「保護化」が確定するやただちに筆を取って『保護国論』(早稲田大学出版部 明治39年刊)を著し、日本の行為の正当性を国際法的論理をもって証明しようとした。

本書はのちに、「単に保護国の法理を研究するに止まらず、韓国の国際法的地位を詳密に究明し、日本の対韓政策の根拠と方向とを且つ明らかにし且つ含蓄された」ものとして、「この方面に於ては恐らくは日本人の世界に誇り得る唯一の業績であらう」(金持一郎)と評価される<sup>(注10)</sup>。しかし、本書のもつ意義は、むしろ(近年あらためて田中慎一により発掘されたように)立作太郎との保護国論争を通じて保護国の何たるかを啓蒙し「学者として時務に貢献すること」に存したといえよう<sup>(注11)</sup>。

有賀長雄『保護国論』とそれをめぐる有賀・立「保護国論争」は、保護国一般に関する学理的解釈の問題と同時に、(それを通して)朝鮮保護化に関する政策的提言の問題を含むためにその内容と意義を要約することはむずかしいが、本稿においてはもっぱら、朝鮮政策をめぐる保護国論争にしばって整理したい<sup>(注12)</sup>。

まず有賀は「保護国は外交上の流行文字にして人、常に之を口にするも、其の意義に至ては頗る不定に属し、列国の間に保護国を以て称せらるゝもの少からずと雖各、其の保護者たる国に対する関係を異にし二者として全く同一なるはなし、又同一国にして終始同一の状態を維持するもの少なく、其の保護者たる国に対する関係は時に変化あり」(『保護国の研究』55ページ。以下、有賀、立の論稿は注12に列挙してあるもの)とし、保護国についての諸事例および諸学説をふまえつつ「保護国類別論」を展開する。有賀はその結果を4種類に類別したが、要点をまとめれば第1表のごとくである。

ついで朝鮮の現実を検討した有賀は、朝鮮が第2種保護国に属するものと結論する。こうして朝鮮は「主権を完全に具有するも自ら之を行使する能力を欠乏する国」であり、「列国に対して文明国交の義務を尽すこと能はざるか故に、特に其の国をして永く独立の地位を完ふせしむることに利害の関係を有する強国(=日本——引用者)が、其の国の承諾を経て之に代り主権の一部分を行使する」(『保護国論』178ページ)のが朝鮮保護化であるという。

いうまでもなく、朝鮮の類別そのことが有賀の目的ではなかった。朝鮮が第2種保護国の類型に属するという理解を通じて、日韓保護関係の現在および将来を洞察しようとするのがその主要な意図であった。有賀の展開した(そして立の批判から浮び上がった)諸論点のうちから、今日のわれわれの関心をひくいくつかを挙げる。

- (1) 日韓協約により日本の保護国となりたる韓国は国際法上の地位として独立国たるか否か。
- (2) 日本の韓国に対する保護関係の樹立はいかなる目的に出たるものであるか。

第1表 有賀長雄による保護国の4類別

保護国の類別	保護国の代表的事例	保護関係の諸特徴	
		①国際法上における被保護国の地位	②保護関係の内容
第1種保護国	サン・マリノ共和国 モナコ公国 モンテネグロ公国 アフガニスタン カンボジア	①「主権を完全に享有し且自ら之を行使する国」 ②「能保護国より……被保護国に向て内外に事あるとき兵力を以て保護を呈すべきことを永遠に約束する……此の約束の形式如何は其の内容に關係すること無し」	
第2種保護国	タヒチ王国 東埔寨王国 安南王国 チュニス君主国 マダガスカル王国 埃及藩 アイヲニヤ諸島 ツランスヴァール	①「主権を完全に具有するも自ら之を行使する能力欠乏する国」 ②「能保護国より被保護国に向て軍事上の保護を呈せんことを約束するの外に、能保護国は被保護国に代り其の主権の一部分を行使せんことを約束する……被保護国は必ず外交上の権利の行使を能保護国に委任せり、然れども内国に対する自主権に至りては必ずしも自ら之を行使するの能力を欠くに非ず」 「第二種保護国の関係の形式は必ず条約を須つものとす……若し条約の成条を立てざるに於ては必ず条約に均しき効力を有する他の形式を取らざるべからず、即ち長期の慣行に基づく所謂既成事実是れなり」	
第3種保護国	英吉利の印度帝国に属する土人諸国	①「仮令国際法上の一国に非ざるも事実上に於て旧来の歴史に依り君長あり、統一せる国民あるの 体裁を為せる」「其の存立は全く保護者たる国の存立中に埋没し、従て保護者たる国の主権以外に特立する何等の主権を有せざる」 ②「国際法に於て属国又は附庸国と謂へると全く同物にして……国際法より見れば一国は如何なる形式を以て其の属国を支配するも全く自由に属する」	
第4種保護国	アフリカ内地	①「未だ事実上に於て国家の外形を成せるもの毫も存せず、唯だ一定の土地に統一なき蛮族の群生する」 ②「無主の地域に向て設定する所の關係」	

(出所) 田中慎一「保護国問題」(『社会科学研究』第28巻第2号 1976年7月) 140ページ。ただし、有賀長雄『保護国論』早稲田大学出版部 1906年、「保護国事実編」および「保護国法理編」の第1章 四種保護国の法理上の区別 より作成。

(3) 将来において日本に必要止むを得ざる事情をもって対韓政策に変更を加えんとする場合、現在の保護関係の法理はこれに拘束力を持つや否や。

次に、以上の諸点につき有賀長雄の言うところと立作太郎の批判点を敷衍しよう。

第1点。「日本か列国に対しても朝鮮国ソノモノに対しても屢々韓国の独立及領土保全を担保すと云ふことを誓ふて居るのは虚言であるか、国は虚言を吐ても善いものであらふか」(『保護国論』著したる理由」2ページ)。この点は、かねて朝鮮

「保護化」の一つのアキレス腱をなした論点であった。すなわち日本は、明治9(1876)年「日朝修好條規」の「朝鮮国ハ自主ノ邦ニシテ日本国ト平等ノ權ヲ有セリ」以来、明治37(1904)年「日韓議定書」の「大韓帝国ノ独立及領土保全ヲ確實ニ保証スル事」まで一貫して朝鮮の独立を主張し、清国の宗主権・ロシア帝国の保護権を排除する論理としてきたからであった。したがって「日韓協約に依り日本の第二種保護国と為りたる韓国は世界列国の間に立ちて独立国たるの資格を有するや否、是れ頗る重要にして難解の問題なり」(『保護国論』

216ページ)。有賀は（上にのべた第2種保護国の特徴にてらして）「第二種保護関係の下に於ける被保護国は第三諸国に対して之を云ふときは固より独立にして、独り其の能保護国に対してのみ独立に非ず」（『保護国論』222ページ、傍点省略、以下同じ）という命題を見出し、これより「韓国は保護国にして独立国なり」（『保護国論』216ページ）という結論を引出したのである。

これに対し立は、「独立ニ完全不完全等ノ程度ヲ認ムル能ハス一國ハ独立国ナルカ然ラサレハ不独立国ナルナリ」（『国家ノ独立ト保護關係』35ページ）というまことに論理的な反論を有賀説になげかけた。そして、一国の独立は国際法上の権利能力を必要条件とすることは当然であるが、同時に行爲能力を有して十分条件とする。したがってこうした十分条件を備えていない保護国は独立国たりえない。結局、立は、朝鮮に対する独立保障と保護化との間に調和をもとめた有賀の努力を徒勞にすぎないとし、「今日ニ於テハ韓国ノ事実上ノ独立ナラサル地位ハ日韓兩國間ノ條約ノ明文上ニ於テモ何等ノ抵触ナシト謂フヲ得ヘキナリ」（『国家ノ独立ト保護關係』41ページ）と結論した。

第2点は、「国と国との間に保護関係を生ずる原因」（『保護国論』1ページ）により保護国類別を行なう有賀の類別論に対する立の批判から明らかになった争点であった。まず有賀説によれば、第2種保護国の起因は次のように説明される。「茲に国あり、其の地域は世界交通の要路に当るを以て、之を文明国交の列に加え、以て各国と通商交通の道を開かしむる要あり、然りと雖、欧米多数の国民と其の文明の系統を異にするが故に、或は国土を開放することを拒み、或は之と通商交通する上に於て国際上の責任を完ふする力に欠くる所ありとせんか、此の国に利害の關係最も多き強国

は、之を導きて世界列国の伴侶に入らしめ、而して其の交際上に於ける責任を全ふせしむる為、姑く之に代りて主権の一部を行ふに至るべし」（『保護国論』2ページ）。しかして「韓国は第二種の保護国たること多言を要せずして明瞭なりとす」（『保護国論』213ページ）というのであるから、我国は韓国を「導きて列国の伴侶に進ませしむることを目的」としたというのが有賀説となる。これに対し「保護関係の起因と云ふ如き政治的事実は多くの場合に於ては単に条約又は其他の公文書の字句のみに依りては知るを得ざる複雑なる事実なるを以て保護国の法理的類別の基礎とするに適せざる」（『保護国の類別論』29ページ）ものとする立は、日本の朝鮮にたいする保護関係の起因についても、素直に、「韓国の貧弱にして自ら衛る能はざる状態か東亜の禍乱の源となる恐あるを以て、国防上経済上韓半島に特殊の利害を有する我国が自己の利益防衛の爲め韓国を扶植せん」としたことから朝鮮に対する保護関係が生じたのであって、「対外關係に於て我国か兩國の共通利益を外部に対して擁護する必要あるより韓国の國際關係に於ける行爲能力に制限を加へ之を國際法上の保護国」（『保護国の類別論』28～29ページ）となしたものであると論じた。

以上の第1点、第2点の議論は、そのいきつくところ、「保護国」朝鮮の将来に関する第3の論点を引出すことになった。

有賀は、この点でも「姑く學術上の一問題として論究せんと欲する」態度を持ち、「韓国にして果して第何種の保護国に属すと云ふこと明瞭なるに至るときは欧州の列強が既往に於て同種の保護国に向て取りたる各般の措置を参考し、其の實驗に照して我が措置を定むることを得べく、韓国将来の立法司法行政を指導する上に多少の裨益あら

ん」(「保護国の研究」61ページ)と論ずるに止った。これに対して立は、有賀のいう日韓関係第2種起因論を批判する延長上において、そもそも日韓保護関係が「我が国が自己の利益防衛の爲め」設定されたものである以上、日本がその「利益上必要止むを得ざる場合に於ては韓国をして現今よりも一層列国との関係より遠からしむるの政策に出づること」(「保護国の類別論」28ページ)が可能であるとし、(有賀説がインプリシットに内包する消極説を否定して)「此の如き政策上の方針に関して現在の保護関係の法理は牽束を加ふるの力」なしとする積極説を取った。立の批判を受けた有賀もまた、この点については、「韓国の如きも若し日本に反抗し、遂に征服の師を加ふるの止むを得ざるに至るときは日本は之を第2種より第3種に下たすの権利あり」(「保護国の類別論」57ページ)と応ぜざるを得なかった。

以上、有賀＝立論争を通じて、明治期を代表する国際法学者の日韓保護関係についての主要論点を概観した。それでは、上述の2人の立論を通じて有賀の立場がより学術的・学理的であり、立のそれがより政治的・実的であったかといえ、かならずしもそのようには結論できない。むしろ有賀の苦心は、日本による朝鮮保護国化を国際的に合理化し正当化する努力にあったといえるのであって、その目的はきわめて実的であった。「世治家は六ヶ敷い問題に出くはすと有邪無邪の際に胡麻化してしまふ、彼等は研究のひまがない、材料も持たぬ、ソコデ学者か道理を付けてやる必要がある、而かも其の道理は正堂堂世界に公平して憚らないものでなければならぬ」(「保護国論を著したる理由」2ページ)。有賀にとっては国際政治上の事実を「正しく」認識する手段として国際法学が存在していたといえる。これに対して立

は、政治的事実は国際法を媒介してはじめて国際法的事実となるとし、国際法研究をむしろ純理的に行なう立場を取る。そしてこのことが、現実の日韓保護関係については、ある意味ではまことに素直な、そしてある意味ではストレートに侵略主義的な発言となってあらわれた。有賀の若干の躊躇にたいして、立が、「特別の事実か他動的に発生せざるも韓国をして現今よりも一層列国との関係より遠からしむるの政策」を取ることは日本の権利であり、「此の如き政策上の方針に関しては現在の保護関係の法理は毫も我が国を牽束する所なきなり」(「保護国論に関して有賀博士に答ふ」37ページ)と言い切る背景はここにあった。

有賀が陸軍に近く、立が外務省の主要なブレインであったというそれぞれの立場が、それぞれの主張にどのように影響したかは、また別に考察しなければならない。しかし明治期を代表する2人の国際法学者による「保護国」論争は、その立場その主張の相違によってむしろ見事な役割分担を果したといえる。「保護」から「併合」への道は有賀・立論争に代表される国際法解釈の深化とともに学理的準備をととのえつつあった。

### 3. 朝鮮(韓国)併合

明治43(1910)年8月、日本は最後の一步を踏み切つて韓国の併合を断行した。同22日に調印され、同29日公布施行された条約第4号「日韓併合ニ関スル条約」の全文は次のとおりである。

日本国皇帝陛下及韓国皇帝陛下ハ両国間ノ特殊ニシテ親密ナル関係ヲ顧ヒ相互ノ幸福ヲ増進シ東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セシムコトヲ欲シ此ノ目的ヲ達セムカ為ニハ韓国ヲ日本帝国ニ併合スルニ如カサルコトヲ確信シ茲ニ両国間ニ併合条約ヲ締結スルコトニ決シ之カ為日本国皇帝陛下ハ統監子爵寺内正毅ヲ韓国皇帝陛下ハ内閣総理

大臣李完用ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ右  
全權委員ハ会同協議ノ上左ノ諸条ヲ協定セリ

第1条 韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切  
ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ讓  
与ス

第2条 日本国皇帝陛下ハ前条ニ掲ケタル讓与  
ヲ受諾シ且全然韓国ヲ日本帝国ニ併合スルコ  
トヲ承諾ス

第3条 日本国皇帝陛下ハ韓国皇帝陛下、太皇  
帝陛下、皇太子殿下並ニ其后妃及後裔ヲシテ  
各其ノ地位ニ応シ相当ナル尊称、威嚴及名誉  
ヲ享有セシメ且之ヲ保持スルニ十分ナル歳費  
ヲ供給スヘキコトヲ約ス

第4条 日本国皇帝陛下ハ前条以外ノ韓国皇族  
及其ノ後裔ニ対シ各相当ノ名誉及待遇ヲ享有  
セシメ且之ヲ維持スルニ必要ナル資金ヲ供与  
スルコトヲ約ス

第5条 日本国皇帝陛下ハ勲功アル韓人ニシテ  
特ニ表彰ヲ為スル適當ナルト認メタル者ニ対  
シ榮爵ヲ授ケ且恩金ヲ与フヘシ

第6条 日本国政府ハ前記併合ノ結果トシテ全  
然韓国ノ施設ヲ担任シ同地ニ施行スル法規ヲ  
遵守スル韓人ノ身体及財産ニ対シ十分ナル保  
護ヲ与ヘ且其ノ福利ノ増進ヲ図ルヘシ

第7条 日本国政府ハ誠意忠実ニ新制度ヲ尊重  
スル韓人ニシテ相当ノ資格アル者ヲ事情ノ許  
ス限り韓国ニ於ケル帝国官吏ニ登用スヘシ

第8条 本条約ハ日本国皇帝陛下及韓国皇帝陛  
下ノ裁可ヲ經タルモノニシテ公布ノ日ヨリ之  
ヲ施行ス

右証拠トシテ両全權委員ハ本条約ニ記名調印ス  
ルモノナリ

明治43年 8月22日

統監 子爵 寺内正毅

隆熙 4年 8月22日

内閣總理大臣 李 完用

条約施行と同日付をもって「韓国併合ニ関スル  
宣言」「(韓国併合ニ関スル) 詔書」が発せられ、ま  
た緊急法的措置として勅令および緊急勅令が統発  
せられた。勅令第318号「韓国ノ国号ヲ改メ朝鮮  
ト称スル件」、同第319号「朝鮮總督府設置ニ関ス  
ル件」、同第324号「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関ス  
ル件」、同第326号「帝国憲法第70条ニ依ル財政上  
必要処分ノ件」等がその主要なものである。なお  
朝鮮内においては「各理事庁理事官ニ対スル統監  
訓令」および朝鮮人民に対する「諭告」が発せら  
れ、また前掲勅令第324号にもとづく朝鮮總督の  
命令すなわち制令第1号「朝鮮ニ於ケル法令ノ効  
力ニ関スル件」以下が發布された。

このように「併合」措置がきわめてスムーズか  
つスピーディに進行したについては、第3次日韓  
協約締結以降すでに実質上の「併合」が始まって  
いたからであった。したがって日本政府の併合方  
針の決定がいつなされたのかを確定することはむ  
ずかしいが、今日の通説はこれを明治42(1909)年  
7月6日の閣議決定「対韓政策確定ノ件」に求め  
ている(注13)。すなわちその大方針の「第1 適當  
ノ時期ニ於テ韓国ノ併合ヲ断行スル事」である  
(注14)。その後、同年10月26日の伊藤博文暗殺を經  
て翌明治43(1910)年5月30日第3代統監寺内正毅  
の着任により併合準備は着々すすみ、同年6月3  
日の閣議決定「併合後ノ韓国ニ対スル施政方針決  
定ノ件」により併合後の統治方針が決定する。同  
方針13項目全文を次に掲げる。

一. 朝鮮ニハ当分ノ内憲法ヲ施行セス大權ニ依  
リ之ヲ統治スルコト

一. 總督ハ天皇ニ直隸シ朝鮮ニ於ケル一切ノ政

務ヲ統轄スルノ権限ヲ有スルコト

- 一. 総督ニハ大権ノ委任ニ依リ法律事項ニ関スル命令ヲ発スルノ権限ヲ與フルコト 但本命令ハ別ニ法令又ハ律令等適當ノ名称ヲ付スルコト
- 一. 朝鮮ノ政治ハ努メテ簡易ヲ旨トス從テ政治機關モ亦此主旨ニヨリ改廢スルコト
- 一. 総督府ノ會計ハ特別會計ト為スコト
- 一. 総督府ノ政費ハ朝鮮ノ歳入ヲ以テ之ニ充ツルヲ原則ト為スモ当分ノ内一定ノ金額ヲ定メ本国政府ヨリ補充スルコト
- 一. 鉄道及通信ニ関スル予算ハ総督府ノ所管ニ組入ルルコト
- 一. 関税ハ当分ノ内現行ノ儘ニナシ置クコト
- 一. 関税収入ハ総督府ノ特別會計ニ屬スルコト
- 一. 韓国銀行ハ当分ノ内現行ノ組織ヲ改メサルコト
- 一. 合併実行ノ為メ必要ナル経費ハ金額ヲ定メ予備金ヨリ之ヲ支出スルコト
- 一. 統監府及韓国政府ニ在職スル帝国官吏中不用ノ者ハ帰還又ハ休職ヲ命スルコト
- 一. 朝鮮ニ於ケル官吏ニハ其ノ階級ニ依リ可成多数ノ朝鮮人ヲ採用スル方針ヲ採ルコト

「併合」後の朝鮮統治は、ほぼこの大綱にそってすすめられた。台湾領有初期の混乱にくらべれば、朝鮮併合はあらかじめ定められた基本方針にそって整然と進められたことを特徴とする。この10余年の間に、日本は「植民地帝国」として大きく「成長」していたのである。

#### 4. 帝国の拡大と委任立法問題<sup>(注15)</sup>

日露戦争の結果日本は南樺太の割譲をうけ、つづいて朝鮮を併合し、台湾に加えてその植民地領域を大きく拡大した。ここに再び新領土の法的地位が問題となった。台湾に関する「六三問題」

は、それぞれに特殊背景をもつ3植民地全体にかかわる問題に拡大したのである。

朝鮮併合に先立つ「施政方針」13項目中に「朝鮮ニハ当分ノ内憲法ヲ施行セス」と明記し、台湾六三法にならって「総督ニハ大権ノ委任ニ依リ法律事項ニ関スル命令ヲ発スルノ権限ヲ與フル」としたことはすでに述べた。朝鮮版六三法たる緊急勅令第324号「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル件」が併合条約と同日に発布された。その全文は次のとおりである。

第1条 朝鮮ニ於テ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第2条 前条ノ命令ハ内閣総理大臣ヲ経テ勅裁ヲ請フヘシ

第3条 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ朝鮮総督ハ直ニ第1条ノ命令ヲ発スルコトヲ得 前項ノ命令ハ発布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サルトキハ朝鮮総督ハ直ニ其命令ノ将来ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第4条 法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第5条 第1条ノ命令ハ第4条ニ依リ朝鮮ニ施行シタル法律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第6条 第1条ノ命令ハ制令ト称ス

附則 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

なお、同令は緊急勅令の手続の定めるところによりその直近の議会すなわち第27議会に承認が求められたが、議会はそれを拒否し、その効力を失うこととなった(明治44年勅令第30号)。しかし議会の反対は、朝鮮総督に対する制令制定権を緊急勅令の形式で与えることが「憲法の常規に戻り又立法権を重むる所以にあらざ」とするところにあ



り、結局議員提案により上と全く同一の内容の法律案が議会で提出され、可決された。明治44年法律第30号「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」である。

第27議会においては、この朝鮮委任立法法案と同時に台湾のそれ、すなわち三一法の第1回期限延長が提案可決されたことは前節で見た。ここに、台湾総督に対する「律令」制定権とならんで朝鮮総督に対する「制令」制定権の付与が確立した。台湾の法律第31号にたいする朝鮮の法律第30号の重大な相違は、前者が5カ年の時限法であるのに対し後者が時限を付さない「永久法」として成立したことである。

朝鮮併合の前後において朝鮮統治体制の成立に力を奮ったのが（最後の統監で初代総督をつとめた）寺内正毅であることはよく知られている。彼は「台湾型」を参考にしながら「朝鮮の特殊な地位」を強調してより一層強力な統治体制の確立をめざした。その一例が、陸海軍大将のみにかざられかつ天皇に直隸して上奏権をもつ朝鮮総督制であり、永久法として議会の掣肘力の弱い律令制定権であったといえる。

いわゆる「文化政治」の展開の下で、台湾の委任立法制度は「三一法」から「法三号」へと質的転換をとげたことは前節で見た。1920年代以降の台湾統治法令は、「律令」を例外とし、内地法の延長施行を原則とすることに改められた。これに対し朝鮮はその後も一貫して総督命令すなわち「制令」主義を脱しなかったのである。同じく、武官総督制度の廃止によっても朝鮮総督のポストが陸軍から離れなかったことはよく知られる。また朝鮮総督の「別格」たることはのち昭和4（1929）年拓務省設置をめぐる経緯がそれをよく物語っている<sup>(注16)</sup>。

さて樺太に関してはかなり事情を異にした。明治40（1907）年樺太の民政移管にあたって、「外地法令法」たる明治40年法律第25号「樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」が施行されたことは台湾・朝鮮と一般であった。ただし、樺太においては、(イ)総督制をとらず樺太庁長官とする、(ロ)同長官は「樺太守備隊司令官タル陸軍将官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得」とし、初めから文官長官の任命を可能とした。(ハ)同長官には委任立法権を与えず内地法の延長施行を原則とする、などその統治体制は台湾・朝鮮と大いに異なるものであった。

以上、日露戦争後における日本の主要3植民地＝外地の統治法制を比較すれば、その原理においては共通性をもちながら、内地との「近隣度」、植民地支配の「成熟度」、そして陸軍勢力の「浸透度」などに応じて差異が生じ、また時代とともに差異は拡大した。概していえば、樺太—台湾—朝鮮の序列で「外地性」が強まる（あるいは「内地性」が弱まる）関係に排列されたといえる<sup>(注17)</sup>。

（続く）

（注1）本節でふれる朝鮮の「保護」および「併合」については主に次の文献を参照した。

(イ) 朝鮮「保護」・「併合」の政治過程については、山辺健太郎『日韓併合小史』岩波書店 1971年／渡部学編『朝鮮近代史』勁草書房 1968年／鈴木敬夫「法による支配——朝鮮における植民地統治法の成立過程——」(1)、(2)（『札幌学院法学』第2巻第2号 1985年12月、第3巻第2号 1986年12月）／田中慎一「朝鮮における土地調査事業の世界史的位位置——帝国主義・植民地的土地政策の特殊日本＝朝鮮的性格——」(1)、(2)（『社会科学研究』第29巻第3号 1977年8月、第30巻第2号 1978年7月）／多胡圭一「日本による朝鮮植民地化過程についての一考察——1904—1910年における——」(1)、(2)、(3)（『阪大法学』第90号 1974年3月、第94号 1975年3月、第101号 1977年1月）／平野武「日本統治下の朝鮮の法的地位」（『阪大法学』第83号 1972年12月）／森山茂徳『近代日韓関係史研究——朝鮮植民地化と国際関係——』東京大学出

版会 1987年。

(ロ) 条約・協定・閣議決定などに関係する外交・内政文書については、外務省条約局第四課『日本旧領域に關係のあった条約』(『外地法制誌』第1部)1955年/市川正明編『韓国併合資料』第1～3巻 原書房1978年)。

(イ) その他、朝鮮総督府『朝鮮ノ保護及併合』京城1917年(改編複刊版『朝鮮の保護及び併合』中央日韓協会・友邦協会 1956年)(原著は筆者未見)。

(注2) 李朝の太祖・李成桂が国を建てて国号を「朝鮮」国と称したが、第26代高宗・李熙が1897年10月「大韓帝国」と改めた。本稿においては「朝鮮」「韓国」を便宜的・交代的に使用する。

(注3) 以下、本節における条約その他公文書の引用は、特に指定するもののほかは、市川 前掲資料による。

(注4) 田保橋濠『朝鮮統治史論稿』朝鮮史編修会1944年(復刻版 ソウル 成進文化社 1972年)8～9ページ。本書は、昭和18(1943)年10月、満洲国大同学院のメンバーを前にした、朝鮮総督府第3会議室での講演に補筆したものである。

(注5) 山辺 前掲書 155～156ページ。

(注6) 鈴木 前掲論文(1) 87ページ/田中 前掲論文(2) 4ページ 第9表ほか。

(注7) 本項の資料・立論は、田中慎一「保護国問題——有賀長雄・立作太郎の保護国論争——」(『社会科学研究』第28巻第2号 1976年7月)に多くを負っている。合せて、田中慎一「保護国の歴史的的位置——古典的研究の検討——」(『東洋文化研究所紀要』第71冊 1977年3月)/田中慎一「朝鮮における土地調査事業の世界史的的位置——帝国主義・植民地的土地政策の特殊日本＝朝鮮的性格——」(1), (2) (『社会科学研究』第29巻第3号 1977年8月, 第30巻第2号 1977年7月)をも参照した。

(注8) 竹越与三郎『妹邦』か『勝国』か(同『比較植民制度』読売新聞社 1906年 附録。初出は『読売新聞』明治38年11月2日・4日)。

(注9) 朝鮮「保護国」化の諸段階における当時の新聞論調については、とりあえず、田中「朝鮮における土地調査事業の……」(2), 4 朝鮮保護国化政策史, を見よ。

(注10) 金持一郎「我国に於ける植民政策学の発達」(『経済論叢』第38巻第1号 1934年1月)。

(注11) 有賀長雄(1860～1921年) 1882年(東京)

帝国大学文科大学哲学科卒業, 東京専門学校(早稲田大学の前身)講師。ベルリン大学にて政治哲学, 欧州文明史を学ぶ。枢密院議長秘書官をつとめていた1891年陸軍大学校および陸軍經理学校より国際公法講義の依頼をうけ国際法研究に従事。日清戦争に際し第2軍司令部(大山巖司令官)国際法顧問として従軍。1895年9月フランス留学, 96年帰国後陸軍大学校, 海軍大学校の国際法教授。1898年『外交時報』を創刊し主筆, また同年学習院大学教授。日露戦争に際し満洲軍総司令部(児玉源太郎総司令官)国際法顧問として従軍。1912年袁世凱の政治顧問。

立作太郎(1874～1943年) 1897年(東京)帝国大学法科大学政治科卒業, 大学院に進み国際公法専攻。1900年ヨーロッパ留学(外交史研究), 1904年帰国, 同年帝大法科教授, 1905年法学博士。小村寿太郎の推薦により大学卒業とともに外務省に關係し, 「囑託」として没年まで深くかかわった。とくに1904年外務省「臨時取調委員会」委員として「保護国」に関する調査にたずさわっていることは本論争との関係で重要である。その著作・論文目録は『立博士外交史論文集』(日本評論社 1943年)巻末に収められている。

以上, 田中「保護国問題」137ページ/田中「朝鮮における土地調査事業の……」(1) 55～78ページ/一又正雄『日本の国際法学を築いた人々』日本国際問題研究所 1973年, による。

(注12) 同論争に直接かかわる2人の論著を列挙すれば次のとおりである。

有賀長雄「保護国の研究」(『外交時報』第99号 1906年2月)/同『保護国論』早稲田大学出版部 1906年9月/同「保護国論を著したる理由」(『国際法雑誌』第5巻第2号 1906年10月)/同「保護国の類別論」(『外交時報』第110号 1907年1月)。

立作太郎「有賀博士の保護国論」(『外交時報』第107号 1906年10月)/同「国家ノ独立ト保護關係」(『国家学会雑誌』第20巻第11号 1906年11月)/同「保護国の類別論」(『国際法雑誌』第5巻第4号 1906年12月)/同「保護国論に關して有賀博士に答ふ」(『国際法雑誌』第5巻第6号 1907年2月)。

(注13) 韓国「保護」から「併合」への政策決定がいつなされたかとともに、なぜなされたかも問われなければならない。概して、日本近代史＝日本植民地史が、「日韓議定書」から「日韓併合条約」にいたる<連続性>を強調するあまり、「日本が朝鮮を『保護国』にすることで満足せず、なぜ『併合』したか」という第一

義的問題」(宮田節子)を無視する傾向にあったことは、今日なお反省されなければならない。宮田節子「朝鮮の植民地化と反帝国主義運動」(『岩波講座・世界歴史』第23巻 岩波書店 1969年) 20ページ。

(注14) なお「併合」という用語の初出について、「対韓政策確定ノ件」の原案を起草した倉知鉄吉(当時外務省政務局長のち外務次官)が次のように述べている。「因に曰ふ、当時我官民間に韓国併合の論少からざりしも、併合の思想未だ十分明確ならず、或は日韓両国対等にて合一するが如き思想あり、又或は奥匈国の如き種類の国家を作るの意味に解する者あり、従て文字も亦合邦或は合併等の文字を用ひたりしが、自分は韓国が全然廃滅に帰して帝国領土の一部となるの意を明かにすると同時に、其語調の余りに過激ならざる文字を選ばんと欲し、種々苦慮したるも遂に適當の文字を発見すること能はず、因て当時未だ一般に用ひられ居らざる文字を選ぶ方得策と認め、併合なる文字を前記文書に用ひたり、之より以後公文書には常に併合なる文字を用ふることなれり、乍序附記す」(春畝公追頌会編『伊藤博文伝』下 同会 1940年 1013～1014ページ)。

(注15) 本項については、第I節(注1)、(イ)にあげた諸書/春山・若林 前掲書 39～43ページ/平野 前掲論文、等を参考にした。

(注16) 拓務省は外地統治のための中央統一機関として設置され、拓務大臣はすべての外地事務を統理することが予定された。しかし朝鮮を他の外地と同列において拓務省の所管におくことには強い反対があり、拓務省官制にも有形・無形の変更を与えた。(イ)拓務省官制原案では「拓殖省」であったが、これでは朝鮮が「植民地」扱いをうけるものという反対により名称変更がおこなわれた。(ロ)拓務省官制中、管理局、殖産局、拓務局の3局とならんで朝鮮部がおかれ(部長は拓務次官)、朝鮮は別格のあつかいを受けた。(ハ)拓務

省官制上では拓務大臣が「朝鮮總督府、台湾總督府、関東庁、樺太庁、及南洋庁ニ關スル事務ヲ統理」することとされ、同時にこれに合せて台湾總督府、樺太庁、関東庁各官制に必要な改正が加えられたが、朝鮮總督府官制には手がつけられず、結局、朝鮮總督に対する拓務大臣の監督権は否定される形になった。以上、平野 前掲論文 76～77ページ参照。

(注17) ちなみに「準外地」ないし「領外外地」である関東州租借地ならびに南洋群島委任統治地に関する憲法適用問題ないし立法問題については、次のように要約される。

「我国が領土権を有せざる関東州及南洋群島に就てであるが、此等の地域に対しては帝国憲法は行はれずとするのが政府の見解のやうである。それは此等の地域に於ては、憲法上の立法事項に付ても法律を以てせず勅令を以て規定せられて居り、而も其の勅令を以てしたる場合に於ても、何等法律の委任あるを見ないことに依つて知られる。例へば明治41年勅令第213号関東州裁判事務取扱令は、関東州に於ける民事・刑事及非訟事件に関する事項を規定したもので、其の内容は原則として民法・刑法・非訟事件手続法其他の法律に依つたものであるが、其の形式は勅令である。事は南洋群島に付ても同様であつて、即ち大正12年勅令第26号南洋群島裁判事務取扱令は、南洋群島に於ける民事・刑事及非訟事件に関する事項を規定したもので、其の内容は法律事項——原則として民事・刑法・非訟事件手続法其他の法律に依つてある——であるが、其の形式は勅令である。関東州及南洋群島に帝国憲法が行はれるとせば、此の如きことは許さるべき限りではない。之は要するに此等の地域に対しては帝国憲法は行はれず、従つて此等の地域に対する統治は、天皇大権の自由なる発動に依ると為すものである」(山崎 前掲書 5～6ページ)。

(京都大学教授)